（別紙）

年　　月　　日

提出書類等を閲覧等に供することについての意見書

　審査請求人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事件（　　　　年審査請求第　　号）に係る | □審査請求書 | とともに |
| □反論書等 |

提出する証拠書類又は証拠物について、行政不服審査法第３８条第１項の規定に基づき他の審査請求人又は参加人の閲覧又は交付に供することについての意見を下記のとおり提出します。

記

　　行政不服審査法第３２条第１項に基づく証拠書類等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 証拠書類等 | | 他の審査請求人又は参加人の閲覧等に供することの意見（適当でない場合は、理由も記載すること。） | 返還の要　否 |
| 記入例 | ・・・・・・（甲第○号） | 差し支えない。 | 否 |
| ・・・・・・（甲第○号） | 適当ではない。理由は、・・・・・ | 要 |
| ・・・・・・（甲第○号） | 閲覧は差し支えない。本提出書類等は証拠物であり写し等の交付はできないが、これを撮影することは差し支えない。 | 要 |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |

　　注１　閲覧等の請求に対する審理員の判断が、あなたの意見と異なる場合があります。

　　注２　枠が足りない場合などは、適宜枠を追加して作成してください。